

仙台市交通事業経営計画個別管理・評価シート

【取組み概要】

番号	1-1-バ1	分類	バス	担当課	運輸サービス課	戦略	安全・安心の推進	年度	R7	
取組	安全運行の確保				個別取組	安全運行確保のための研修・訓練の実施				
概要	安全運行に必要なとなる知識、技術の習得や、危険感受性を高めるための訓練や研修等を実施するとともに、災害等の異常時に備えた訓練を定期的の実施し、お客さまの安全の確保と職員の異常時対応能力向上に努めます。									
年次計画	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
予定	安全運行に関する取組									
	・研修実施			・令和7年度以降の研修企画	スキルアップ研修					
	・令和4年度以降の研修企画	事故削減プロジェクト研修実施			・令和8年度以降の研修企画					
これまでの取組み状況	主な取組として、全乗務員を対象に、3年間かけて事故削減プロジェクト研修（※1）を実施した。									
	・事故削減プロジェクト研修（令和元～3年度） ・事故削減プロジェクト研修（令和4～6年度）									

【年度計画及び実績】

課題	・事故削減に向け、より効果的な取組みを継続的に進めていく必要がある。		
実施内容	・事故惹起者が多い傾向にある経験の浅い乗務員及びベテラン乗務員に向けた研修を重点的に実施しながら、全乗務員にとって必要な知識・情報はタイムリーに学ぶことができる機会を設ける。 ・委託事業所における安全運行のための取組み状況についても随時確認し、市バス全体としてお客さまの安全を確保する。	数値目標	・スキルアップ研修（※2）年3回実施 ・新規採用乗務員研修 年3回実施 ・乗務経験1年次研修 年1回実施 ・乗務経験3年次研修 年1回実施 ・乗務経験5年次研修 年1回実施 ・ベテラン乗務員研修（※3）年1回実施 ・BTOC研修 運行前実施（※4） ・委託事業所に対する月次点検（※5）年12回
	予定	実績	
上期	【乗務員研修】 ・スキルアップ研修（2回） ・新規採用乗務員研修 ・乗務経験1年次研修 ・乗務経験3年次研修（外部専門機関に派遣） ・ベテラン乗務員研修（55歳・外部専門機関に派遣） ・BTOC研修（61～65歳・BTOCを使用） 【事故防止にむけた取組み】 ・令和7年度の研修内容の企画 ・有責事故の傾向をグラフ化し営業所へ発出（委託含む） ・事故惹起者等を外部専門機関に派遣 ・安全だよりの発出（委託含む） ・「車内事故防止に向けた取り組み」ポスター、OBCビジョン、X、ホームページで周知（7月）（委託含む） ・委託事業所との事故防止に向けた意見交換会		
下期	【乗務員研修】 ・スキルアップ研修（1回） ・新規採用乗務員研修 ・乗務経験3年次研修（外部専門機関に派遣） ・乗務経験5年次研修 ・ベテラン乗務員研修（55歳・外部専門機関に派遣） ・BTOC研修（61～65歳・BTOCを使用） 【事故防止にむけた取組み】 ・令和8年度の研修内容の企画 ・有責事故の傾向をグラフ化し営業所へ発出（委託含む） ・事故惹起者等を外部専門機関に派遣 ・安全だよりの発出（委託含む） ・委託事業所との事故防止に向けた意見交換会		
定期的な取組み			

【備考】

※1 「事故削減プロジェクト研修」とは、ドライブレコーダーの映像を活用した危険予知トレーニングなど事故削減を目的に実施する研修のことです。
 ※2 「スキルアップ研修」とは、安全運行に必要な技能と知識をバス運転士に習得させることを目的に国土交通省の指針に基づいて行う内容に加え事故削減や接客サービス向上を目指して実施する研修のことです。
 ※3 「ベテラン乗務員研修」とは、55歳の職員を対象に加齢に伴う身体能力の低下等が運転に及ぼす影響を認識させる研修のことです。
 ※4 「BTOC研修」とは、61～65歳以上の職員を対象にBTOC（専門的知見から開発されたアプリ）を使用し、運転技能、認知力、抑制能力、活力気分の向上を目的とし、実施する研修のことです。
 ※5 「月次点検」とは本市バス事業の管理を受託いただいている事業所と密接に協力し、輸送の安全性向上のため業務調査を実施するものです。

仙台市交通事業経営計画個別管理・評価シート

【取組み概要】

番号	1-1-バ2	分類	バス	担当課	運輸サービス課		戦略	安全・安心の推進		年度	R7
取組	安全運行の確保			個別取組	運転技術の向上						
概要	お客さまに安心して安全かつ快適な輸送を提供し、交通局への信頼を確保・向上するため、バス運転士の運転技術の向上を図ります。										
年次計画	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
予定	スキルアップ研修等の実施										
これまでの取組み状況	【スキルアップ研修】 ・各営業所において全乗務員を対象に年に3回、国交省告示1676号「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」に基づく11項目等について安全運行に必要な技能と知識を乗務員に習得させることを目的に研修を実施。 【運転技術コンテスト（※1）】 ・運転技術及び接客接遇の向上を目的として、委託事業所も参加し、年に1回コンテストを実施。										

【年度計画及び実績】

課題	これまで実施してきた「事故削減プロジェクト研修」を「スキルアップ研修」に組み入れるため、効率的かつ効果的な研修内容とするため検討の必要がある。 運転技術コンテストについて、実施目的を踏まえたより効果的な内容を検討する必要がある。		
実施内容	【スキルアップ研修】 ・国交省告示1676号「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」に基づき11項目及び、時節・現状（事故・苦情・その他の各種動向等）を踏まえ事故削減やCSをテーマとした内容等を追加実施する。 【運転技術コンテスト】 ・各営業所から代表者を選抜し、教習コースを活用した実践的なコンテストを行い、乗務員の運転技術向上と接客接遇の向上を図る。	数値目標	・スキルアップ研修 年3回実施 ・運転技術コンテスト 年1回実施
	予定	実績	
上期	・スキルアップ研修（2回） ・7～9月 運転技術コンテスト（委託事業所含む）内容等検討、準備		
下期	・スキルアップ研修（1回） ・10～11月運転技術コンテスト開催（委託事業所含む）		
定期的な取組み	・各営業所においてヒヤリハット映像を上映		

【備考】

※1 「運転技術コンテスト」とは、各営業所の代表者が模擬コースに設定された課題を制限時間内にクリアする競技やバスの運行における基本動作や手順等を採点し競い合う競技会のことです。

仙台市交通事業経営計画個別管理・評価シート

【取組み概要】

番号	1-1-バ3	分類	バス	担当課	運輸サービス課			戦略	安全・安心の推進		年度	R7
取組	安全運行の確保			個別取組	職員の健康管理の推進							
概要	バス運転士の健康状況を把握し、対面での指導等を行うことで、健康に起因する重大な事故を未然に防ぎます。											
年次計画	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12		
予定	健康状態の把握徹底											
これまでの取組み状況	【運行管理業務点検（※1）の実施】 ・年6回運輸サービス課職員が各営業所の点呼状況を確認し、指導・助言を行う。 【定期健康診断の実施】 ・健康診断の結果を受けて営業所長等により個別面談を行い早期改善に努める。 ・睡眠時無呼吸症候群（SAS）に係る簡易検査を定期的に実施する。また、その結果に基づく面談を実施。											

【年度計画及び実績】

課題	定期健康診断の他に、SAS検査や日々の点呼等を総合的に判断して健康状態を把握する必要がある。		
実施内容	・運行管理業務点検の際に、対面点呼によりバス運転士の健康管理を確認するとともに、各営業所の点呼状況を確認し、指導・助言を行う。 ・定期健康診断を実施する。 ・健康診断の結果を受けて営業所長等により個別面談を行い早期改善に努める。 ・睡眠時無呼吸症候群（SAS）に係る簡易検査を定期的に実施する。また、その結果に基づく面談を実施する。	数値目標	・運行管理業務点検の実施（年末まで6回） ・定期健康診断の実施（年1～2回） ・営業所長による個別面談（年3回） ・睡眠時無呼吸症候群（SAS）面談（毎月） ・看護師による営業所での血圧測定及び健康相談の実施（月4回）
	予定	実績	
上期	・運行管理業務点検4月、5月、7月、9月 ・深夜勤務従事者健康診断 4月 ・睡眠時無呼吸症候群（SAS）罹患者との面談（毎月） ・営業所長による個別面談 6月		
下期	・運行管理業務点検11月、12月 ・定期健康診断 9月～10月 ・睡眠時無呼吸症候群（SAS）罹患者との面談（毎月） ・営業所長による個別面談 11月、1月		
定期的な取り組み	・6時～7時出勤・出庫点呼等確認。（運行管理業務点検） ・月4回、看護師が営業所を訪問し血圧測定や健康相談の実施。		

【備考】

※1 「運行管理業務点検」とは、各営業所において運行管理業務が適正に行われているか自動車部長以下運輸サービス課職員が確認するものです。

仙台市交通事業経営計画個別管理・評価シート

【取組み概要】

番号	1-1-バ4	分類	バス	担当課	経営企画課、運輸サービス課	戦略	安全・安心の推進			年度	R7
取組	安全運行の確保				個別取組	マナー啓発や安全意識の醸成					
概要	席の譲り合いやリュックサックを前に抱えて乗車する等、各種マナー（※1）啓発活動を行い快適な空間を作るとともに、事故の未然防止を図ります。										
年次計画	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
予定	各種マナー啓発活動の実施										
これまでの取組み状況	仙台駅西口バスターミナルにおいて、高齢者や身体の不自由な方への席の譲り合い、リュックサックを前に抱えて乗車することなどの呼びかけをバス利用者に対して実施するほか、バス車内でのマナーアップ向上の啓発活動を実施している。 【マナーアップ強化日】 ・毎月1日、15日に仙台駅西口バスターミナル及び指定場所（※2）において、乗車マナーの呼びかけ及び運転マナーの啓発を実施。 【マナー啓発】 ・みやぎ高校生マナーアップキャンペーンとして、春と秋（4月・10月）に仙台駅西口バスターミナル構内にてマナー啓発の放送を行う。 ・Xにおいて「高校生マナーアップ運動」について投稿し、バス乗車時等のマナー向上の啓発活動を実施。 ・中学3年生卒業おめでとうきっぷの配布によるマナー啓発（◆1-1-地4に関連記載あり） ・駅務サービス課他、各課と所轄警察署と合同で実施された性犯罪被害防止キャンペーンへ参加し性犯罪被害防止の啓発活動を実施。										

【年度計画及び実績】

課題	バス利用者の各種マナーについて、更なる浸透を図っていく必要がある。		
実施内容	・ 仙台駅西口バスターミナルでマナー啓発の放送を行うとともに、ポスター等による呼び掛けを実施する。 ・ 毎月1日、15日を「マナーアップ強化日」と位置づけ、仙台駅西口バスターミナル及び指定場所（※2）において、乗車マナーの呼びかけ及び運転マナーの啓発を実施する。	数値目標	・ マナー啓発の放送とポスターによる呼び掛けを春期、秋期に各1回実施。 ・ マナーアップ活動を毎月2回実施。
	予定	実績	
上期	・ 4月 放送とポスター等による呼び掛け及びツイート		
下期	・ 10月 放送とポスター等による呼び掛け及びツイート ・ 2月～4月 中学3年生卒業おめでとうきっぷの配布によるマナー啓発 （◆1-1-地4に関連記載あり）		
定期的な取り組み	・ 毎月1日、15日を「マナーアップ強化日」として仙台駅西口バスターミナル及び指定場所において、乗車マナー向上の啓発活動と乗務員の安全意識の醸成を図る。		

【備考】

※1 ご利用時のマナーについては、下記リンクよりご確認ください。 仙台市交通局ウェブサイト「安全・安心への取組み ご利用時のお願い」 ※2「指定場所」とは、事故発生のリスクが高く苦情が多く寄せられる交差点、バス停、踏切のことで、二日町北四番丁交差点やJR北仙台駅入り口交差点や仙台駅前60番バス停、中江踏切他18ヶ所を設定しています。										
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

仙台市交通事業経営計画個別管理・評価シート

【取組み概要】

番号	1-1-バ5	分類	バス	担当課	整備課	バス	戦略	安全・安心の推進	年度	R7
取組	安全運行の確保			個別取組	安全運行にかかる装置等の設置・更新					
概要	市バスにおいて、歩行者や自転車等との接触を防止するため、「音声」と「チャイム」により車両の接近を周囲に知らせることができる安全確認放送装置を順次設置（※1）するなど、安全性向上を図ります。									
年次計画	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
予定	安全確認放送装置の設置									
これまでの取組み状況	【令和3年度】 ・新車の購入に併せて、25両に取付実施。 【令和4年度】 ・新車の購入に併せて22両に取付実施。 ・購入した4両の中古車両に安全確認放送装置が設置してあったため整備して活用する。 【令和5年度】 ・新車の購入に併せて28両に取付実施。 【令和6年度】 ・新車の購入に併せて15両に取付実施。									

【年度計画及び実績】

課題	・新車購入時に設置しているため、全車設置までに期間を要す。 ・厳しい経営状況を鑑み新車の購入台数について、車両更新計画の見直しから全車両設置の見通しが遅れる。		
実施内容	新車を購入する際の装備品として、安全確認放送装置を取り付ける。	数値目標	経営改善を目的とした新車(ディーゼルバス)購入の凍結により設置予定なし。
	予定	実績	
上期			
下期			
定期的な取組み			

【備考】

※1 自転車・歩行者に対し、優しい音声でバスの接近をお知らせするシステムです。クラクションによる警告ではなく、声で注意を惹くことで事故やクレームの減少を目指します。（放送内容：♪キンコン 「バスにご注意ください」） 安全確認放送装置については下記リンクよりご確認ください。 仙台市交通局ウェブサイト「安全確認放送装置の設置」 メーカー標準仕様による安全性能の向上システム ・令和元年度以降の車両には <u>ドライバー異常時対応システム（EDSS）</u> が付いています。										
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

仙台市交通事業経営計画個別管理・評価シート

【取組み概要】

番号	1-1-バ6	分類	バス	担当課	輸送企画課		バス	戦略	安全・安心の推進		年度	R7
取組	安全運行の確保				個別取組	バス停留所の安全性確保						
概要	バス停留所について、国土交通省東北運輸局、宮城県警察や道路管理者等の関係者で構成される「宮城県バス停留所安全性確保合同検討会」の場等で、全国的方針に基づき安全性の確保に努めていきます。											
年次計画	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12		
予定	バス停留所の状況確認・対応											
これまでの取組み状況	運輸支局等及び交通局が関係機関（宮城県警、道路管理者等）の協力を得て、安全上の優先度に応じたバス停留所安全対策についてランク付け（※1）し、移設を含めた代替地の選定、廃止の検討などを行い、バス停留所の安全性向上を図っている。											
	改善状況は以下のとおり											
	令和3年度	14か所／73か所										
	令和4年度	6か所／59か所										
	令和5年度	3か所／53か所										
令和6年度	2か所／50か所											

【年度計画及び実績】

課題	移設にあたっては、移設先地権者の了承を得られることが必要であり、場合によっては道路環境整備（横断歩道の移設等）が必要となる。		
実施内容	上記の課題を踏まえ、条件が整ったか所から適宜整備を進める。		数値目標 毎年5か所程度を目安とし調査及び対策を進める。
	予定		実績
上期	・4～6月 安全性の向上が必要なバス停留所の状況把握（現地確認等）しながら、隣接地権者や町内会などへ積極的にアプローチし、移設に向けた取り組みを行う。 ・7～9月 安全性の向上が必要なバス停留所を関係機関と共有し、ハード対策について代替地や予算面など関係機関と協議する。		
下期	・10～3月 現地確認等を行った結果や隣接地権者から了解が得られたバス停留所を移設する。		
定期的な取組み	・日々のバス停留所点検を行い、宮城県バス停留所安全性向上合同検討会に参加し、情報共有を図るとともに関係機関と継続的に協議を行う。 ・バス運転士に対し、危険なバス停の周知と、運転上も注意するように周知を行う。		

【備考】

※1 「安全上の優先度に応じたバス停留所安全対策についてランク付け」とは、下記の定義によりランク付されているものです。 ○優先度が高い順から、A（2か所）・B（25か所）・C（46か所）の計73か所となっています。 Aランク：バス停留所に停車した際に横断歩道に車体がかかる。過去3年以内に停車したバスが要因となる人身事故が発生した。 Bランク：Aランク以外で、バス停留所に停車した際に横断歩道の前後5mの範囲に車体がかかる。 Aランク以外で、バス停留所に停車した際に交差点に車体がかかる。 Cランク：A、Bランク以外でバス停留所に停車した際に交差点の前後5mの範囲に車体がかかる。 A、Bランク以外で、地域住民の意見や各都道府県の実情に応じて抽出。 ○改善をおこなった内訳 R3改善 Bランク：7か所、Cランク：7か所 計14か所 R4改善 Aランク：1か所、Bランク：3か所、Cランク：2か所 計6か所 R5改善 Cランク：3か所 計3か所 R6改善 Aランク：1か所、Cランク：1か所 計2か所 ○バス停留所の安全性確保対策実施状況については下記リンクをご覧ください。 <u>バス停留所の安全性確保対策について（外部サイトを表示します）</u>		
--	--	--

仙台市交通事業経営計画個別管理・評価シート

【取組み概要】

番号	1-1-地1	分類	地下鉄	担当課	安全推進課・総合指令所	戦略	安全・安心の推進	年度	R7	
取組	安全運行の確保				個別取組	安全運行確保のための研修・訓練の実施				
概要	安全運行に必要な知識、技術の習得や、危険感受性を高めるための訓練や研修等を実施するとともに、災害等の異常時に備えた訓練を定期的に実施し、お客さまの安全の確保と職員の異常時対応能力向上に努めます（※1）。									
年次計画	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
予定	各種の異常時対応訓練（主に情報伝達訓練）及び研修等の実施									
					令和8年度以降の訓練及び研修等計画策定	各種の異常時対応訓練（主に情報伝達訓練）及び研修等の実施				
これまでの取組み状況	（◆1-2-地1、1-2-全1に関連記載あり） 【クロスロード研修】（※2） ・災害時の対応について柔軟な対応力を身に着ける取り組みを年間通じて実施し、職員の危機への判断能力向上及び安全意識の醸成に努めている。 【防災訓練/情報伝達訓練】 ・自然災害等異常時を想定した防災訓練及び情報伝達訓練を毎年実施し、有事の際の即応体制の確立を図り関係各課・関係機関との連携状況の確認を行っている。 ・車内傷害事件や計画運休など、様々な異常時を想定したブラインド化（※3）による情報伝達訓練を実施している。 【弾道ミサイル避難訓練】 ・Jアラート配信時におけるお客様への案内や駅への避難者に対する情報提供などの初動対応訓練を行っている。 【事故等事例振り返り・特別な日研修】 ・過去の事故事例等風化防止と安全意識（気づき）の向上を図るため、鉄道両部各課所において事故等事例振り返り「特別な日研修」研修を毎年実施している。 【計画運休】 ・お客様をはじめ国や県、市の関係部局及び商工会議所を含む関係する企業などへの情報発信を確実に伝えるよう、情報を公表するタイミングを定めた「タイムライン」の点検を行うとともに、より実効性を高めるために、毎年関係機関に直接伺い計画運休の考え方や休日の連絡方法等について打合せなどを行っている。 ・計画運休実施に係る広報について、市政だよりへの掲載やXで発信している。 ・台風等により全線での計画運休には至らない程度の被害発生が予想される場合の運行について、R6年度より鉄道両部で対応検討会を立ち上げ、運用や広報等の整理・取りまとめを行っている。 【進路構成訓練】 ・転てつ器手回しによる進路構成訓練及び情報伝達訓練を毎年実施している。 ・運行管理システム支障を想定した訓練（※4）を総合指令所にて毎年実施している。									

【年度計画及び実績】

課題	訓練ごとに効果的な訓練となるよう内容を検討する。		
実施内容	・仙台市交通局高速鉄道防災等に関する取扱要領及び仙台市交通局高速鉄道安全基本計画に基づき訓練を実施する。 ・担当者会議等において、実効性のある効果的な訓練方法を検討する。	数値目標	各種訓練を年間6回実施。
	予定	実績	
上期	・6月 転てつ器手回しによる進路構成訓練及び情報伝達訓練 ・7月 危機への判断能力向上研修（クロスロード研修） ・7月 計画運休対応マニュアルの確認		
下期	・10月 運行管理システム支障を想定した訓練 ・11月 冬期連絡体制確認訓練 ・11月 鉄道総合防災訓練 ・12月 年末年始輸送安全総点検全体会議 ・12月 事故等事例振り返り・特別な日研修 ・危機への判断能力向上研修（クロスロード研修）		
定期的な取組み	危機への判断能力向上研修（クロスロード研修）の実施。		

【備考】

※1 地下鉄の安全・安心への取組みについては、下記リンクよりご確認ください。 仙台市交通局ウェブサイト「地下鉄の安全・安心への取組み」 ※2 クロスロード研修とは、災害時に他の仲間はどうのように考えるか等、様々な意見や自分と異なる多様な価値観を参加者同士で共有することを目的とする研修。 ※3 令和3年10月に国土交通省により実施された「運輸安全マネジメント評価」において、マンネリ化対策の手法の一つとして総合指令所において定期的に実施しているシナリオを伏せたブラインド訓練を鉄道全体として導入することを『期待事項』として報告書に挙げられた。 ※4 運行管理システム支障を想定した訓練とは、通常地下鉄は運行管理システムにより自動進路制御で運行をしているが、故障等で支障が生じた場合を想定し、運転指令が連動制御盤を用いて手動で進路構成を行う訓練。									
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

仙台市交通事業経営計画個別管理・評価シート

【取組み概要】

番号	1-1-地2	分類	地下鉄	担当課	運転課	戦略	安全・安心の推進			年度	R7
取組	安全運行の確保			個別取組	運転技術の向上						
概要	お客さまに安心で安全かつ快適な輸送を提供し、交通局への信頼を確保・向上するため、バス運転手及び地下鉄運転士の運転技術の向上を図ります。										
年次計画	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
予定	効果的な指導検討・実施										
これまでの取組み状況	・乗務区によって添乗指導の評価基準が統一されてなかったため、両乗務区の乗務助役が意見交換を行い評価基準を統一した。 ・添乗指導実施後に再指導の対象となった運転士の改善状況を確認するための記録簿を新たに作成し、指導教育のポイントを絞り込み有責事故及び操作ミスの未然防止に取り組んでいる。 ・南北線新型車両3000系投入に合わせ、令和6年7～10月に運転士の習熟運転訓練を実施した。										

【年度計画及び実績】

課題	・運転技術の向上に向けて、運転士への効果的な指導方法について検討していく必要がある。		
実施内容	・指導時には記録簿を確認し、継続的な指導に努め、適切なフォローを実施する。 ・ヒヤリハット（気づき）情報などから、運転技術における課題を抽出し、技術向上に向けた定期教育訓練を実施する。	数値目標	全運転士に対し手動運転の技能保有状況の確認を年1回実施する。
	予定		実績
上期			
下期			
定期的な取組み	・乗務助役が日勤仕業時における添乗指導を継続的に実施する。 ・全運転士に対し年1回、手動運転の技能保有確認を実施する。 ・再指導の対象となった運転士への指導教育と改善状況の確認を実施する。		

【備考】

仙台市交通事業経営計画個別管理・評価シート

【取組み概要】

番号	1-1-地3	分類	地下鉄	担当課	運転課		戦略	安全・安心の推進		年度	R7
取組	安全運行の確保			個別取組	職員の健康管理の推進						
概要	地下鉄運転士の健康状況を把握し、対面での指導等を行うことで、健康に起因する重大な事故を未然に防ぎます。										
年次計画	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
予定	健康状態の把握徹底										
これまでの取組み状況	・乗務助役が点呼時に地下鉄運転士の健康状態を確認している。 ・定期健康診断を確実に受診し、診断結果を基に所属長等が運転士の健康状態を把握するための面談を実施している。 ・毎年実施している視野検査について、最新の動力車操縦者身体検査マニュアル、他都市の状況を参考にしながら適切な検査方法及び実施時期を検討し、総務課と協議の上で身体検査医となる業者に検査内容について確認した。										

【年度計画及び実績】

課題	・ 定期健康診断結果の他に、各種検診結果、SAS検査結果等を総合的に判断して健康状態を把握する必要がある。		
実施内容	・ 乗務助役が点呼時に地下鉄運転士の健康状態を確認する。 ・ 定期健康診断を実施する。 ・ 健康診断結果を基に運転士の健康状態を把握するため面談を実施する。	数値目標	・ 所属長等が全運転士に対し年2回の面談指導を実施。 ・ 安全総点検時、幹部職員による点呼状況の確認（年1回）。
	予定	実績	
上期	・ 深夜労働従事者診断 4月 結果表に基づき再検査が必要な職員については、再検査を強く勧奨し、必要な治療を受けるよう指導の徹底を図る。		
下期	・ 定期健康診断 9月～10月 結果表兼健康管理名簿に基づき再検査が必要な職員については、再検査を強く勧奨し、必要な治療を受けるよう指導の徹底を図る。 ・ 安全総点検時、幹部職員による点呼状況確認（12月～1月）する。		
定期的な取り組み	・ 点呼時の心身状態の確認を徹底する。 ・ 個人別適性検査結果を台帳で管理する。 ・ 隔週で看護師が各乗務区を訪問し血圧測定や健康相談を実施する。		

【備考】

仙台市交通事業経営計画個別管理・評価シート

【取組み概要】

番号	1-1-地4	分類	地下鉄	担当課	経営企画課、営業課、安全推進課、駅務サービス課	戦略	安全・安心の推進			年度	R7
取組	安全運行の確保				個別取組	マナー啓発や安全意識の醸成					
概要	「エスカレーターマナーキャンペーン」、「ベビーカーそのまま乗車キャンペーン」等各種マナー（※1）啓発活動を行い快適な空間を作るとともに、事故の未然防止を図ります。										
年次計画	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
予定	各種マナー啓発活動の実施										
	性犯罪被害防止啓発活動の実施										
これまでの取組み状況	○快適な空間を作るための各種マナー啓発活動 ＜駅構内ポスター＞ ・車内への持込禁止物案内、「エスカレーター歩かず立ち止まろう」、「やめましょう歩きスマホ」 ＜駅構内放送等＞ ・「みやぎ高校生マナーアップ・キャンペーン」（春、秋） ・「エスカレーターの2列利用」（毎月2日・R5.8月～） ・「キャリーバッグ落下防止キャンペーン」（年2回・R5～） ＜タイアップによるマナー啓発＞ ・駅構内放送（芸能人吹替えマナー啓発（R3）、「仙台謎解きウォーク街に願いを」（R5.2～4、7～9月）、映画「キリエのうた」（R5.10月）） ・映画「バクテン！！」ポスター（R4） ・マイナビ仙台レディース：装飾、対面での呼びかけ（R6.2月、R7.2月・勾当台公園駅）（◆4-1-全5に関連記載あり） ・ペガルタ仙台：装飾（R6.5月・泉中央駅）（◆4-1-全5に関連記載あり） ＜その他＞ ・朝ラッシュ時におけるホーム整理及び啓発活動（仙台駅、勾当台公園駅、薬師堂駅（R5.4～5月）、青葉山駅（毎年4月）、五橋駅（R5.4月）） ・エスカレーター利用マナー調査（R4.12月、R5.5、7、12月、R6.10、12月・仙台駅、R5.8月・仙台市職員対象アンケート） ・エスカレーターマナー喚起ラッピングサイン（R5.7月～R6.10月・東西線仙台駅）、マナーアップ街頭キャンペーン（R5.7月・仙台駅）、フロアシート設置（R6.11月～13駅） ・中学3年生卒業おめでとうきっぷの配布によるマナー啓発（◆1-1-バ4に関連記載あり） ・盗撮抑止の新たな手法として、後方が確認できる特殊な鏡（盗撮防止ミラー）を東西線仙台駅構内上りエスカレーター（B4ホーム～B1東改札）の壁面3カ所に試験的に設置し、効果を検証した。（試行期間 R6.12～R7.3月）										
	○性犯罪被害防止のため、衣替え・受験の時期を「強化期間」として啓発活動を実施しているほか、所轄警察署と合同で性犯罪被害防止キャンペーンを行っている。さらに、宮城県警察と連携した警察官による駅構内の巡視にご協力いただいている。そのほか、全国の警察からの要請により駅構内監視カメラ記録映像の閲覧等（※2）に協力し駅構内における犯罪防止に取り組んでいる。										

【年度計画及び実績】

課題	・各種マナーについて、更なる浸透を図っていく必要があること。 ・下りエスカレーターで旅客のキャリーバックが落下し、他の旅客にぶつかる事故が発生していること。 ・痴漢、つきまといなどの迷惑行為が発生していること。 ・年度が変わると通学定期券を使用する人の世代が変わることから、継続的にマナー啓発の取組みを行っていく必要がある。		
実施内容	・駅構内における各種マナーの啓発活動を継続することでマナーの浸透を図る。 ・性犯罪被害防止のため、衣替えや受験の時期を「強化期間」として駅構内放送による啓発活動の実施。 ・キャリーバックによる受傷事故防止のため、啓発活動の実施。 ・宮城県警察と連携し、迷惑行為等の防止を図る。 ・エスカレーター利用マナーに関する街頭キャンペーンの実施。 ・ポスター掲示、構内・車内放送、街頭運動等、都度適時適切な方法の検討。 ・マナーに関するお客様のご意見について、局内共有を図り適宜対応検討。	数値目標	・性犯罪被害防止のため、「強化期間」として年1回以上啓発活動を実施。 ・エスカレーター利用マナーに関する街頭キャンペーンを年1回実施。
	予定	実績	
上期	・4月 マナー啓発に係る新デザインの車内ポスター掲出開始（プロスポーツチームと連携）（◆4-1-地3に関連記載あり） ・5月 みやぎ高校生マナーアップ・キャンペーン ・5月 ベビーカー利用キャンペーン ・6月 「性犯罪被害防止啓発活動」の実施 ・7月 エスカレーター『歩かず立ち止まろう』キャンペーン ・7月 痴漢・盗撮等被害防止に向けたキャンペーン（鉄警隊・JR仙台駅と合同実施） ・8月 「キャリーバック落下防止キャンペーン」の実施		
下期	・10月 みやぎ高校生マナーアップキャンペーン ・11月 「やめましょう、歩きスマホ。」キャンペーン ・12月 「キャリーバック落下防止キャンペーン」の実施 ・1～2月 大学入学試験等に合わせた「性犯罪被害防止啓発活動」の実施 ・2月～4月 中学3年生卒業おめでとうきっぷの配布によるマナー啓発（◆1-1-パ4に関連記載あり） ・3月 交通局職員によるエスカレーター利用マナー街頭キャンペーン		
定期的な取組み	・駅係員による構内巡回及びマナー啓発活動の実施 ・警察官による駅構内の巡視 ・警察要請による駅構内監視カメラ記録映像の閲覧及びデータ提供の実施 ・エスカレーターフロアシート設置後の利用状況を注視し、継続的な取り組みの参考とする。		

【備考】

- ※1 ご利用時のマナーについては、下記リンクよりご確認ください。
[仙台市交通局ウェブサイト「安全・安心への取組み ご利用時のお願い」](#)
- ※2 関係法令に基づき管理者が妥当であると認めた場合、駅構内監視カメラ記録映像の閲覧及びデータ提供を行います。

仙台市交通事業経営計画個別管理・評価シート

【取組み概要】

番号	1-1-地5	分類	地下鉄	担当課	電気課、富沢管理事務所、荒井管理事務所	戦略	安全・安心の推進	年度	R7	
取組	安全運行の確保			個別取組	安全運行にかかる装置等の設置・更新					
概要	地下鉄において、南北線ホーム柵の更新やレール摩耗等に応じたレール交換等（※1）を行い、安全性を確保します。									
年次計画	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
予定	【ホーム柵】定期部品交換									
	【南北線レール交換】摩耗量に応じた曲線部レール交換や経年劣化による締結装置等交換実施									
	【東西線レール交換】摩耗量に応じた急曲線部レール交換の実施									
これまでの取組み状況	【ホーム柵】 ・交換を予定していた部品について計画通り交換した。									
	【レール交換】 令和3年度 ・南北線において、レール交換を1か所、締結装置交換を6か所実施した。 ・東西線において、レール交換を3か所実施した。									
	令和4年度 ・南北線において、レール交換を1か所、締結装置交換を4か所実施した。 ・東西線において、レール交換を2か所実施した。									
	令和5年度 ・南北線において、レール交換を3か所実施した。 ・東西線において、レール交換を1か所実施した。									
	令和6年度 ・南北線において、レール交換を2か所、締結装置交換を2か所実施した。 ・東西線において、レール交換を2か所実施した。									

【年度計画及び実績】

課題	【ホーム柵】 ・半導体不足や世界情勢の影響で交換部品の納期が長期化している。 【レール交換】 ・南北線については、経年により、線路内での様々な保守作業が増加していることから、工程調整に時間を費やしている。また、軌道材料は、購入から納入までに時間を要することから、敷設材料の劣化状態や摩耗状態を見極めつつ、施工平準化を見据えた計画的な材料手配や交換が必要である。 ・東西線については、比較的摩耗量が少ない曲線半径の大きい区間におけるレール交換計画の設定が課題となっている。		
実施内容	【ホーム柵】 ・耐用年数に応じて定期的に部品を交換する。 ・定期点検時に見つかった劣化や不具合のある部品を交換する。 ・交換部品の納期について随時ヒアリングを行い、交換計画の見直しを行う。 【レール交換】 ・他の線路内作業との重複等が生じないように適切な工程調整を実施しながら進める。 ・令和7年度においては、前年度までの調査や定期検査結果に基づき、予定箇所の交換を実施する。	数値目標	【南北線レール及び締結装置交換】 ・レール交換を3か所実施する。 ・締結装置交換を2か所実施する。 【東西線レール交換】 ・レール交換を1か所実施する。
	予定	実績	
上期	【ホーム柵】 ・4月 定期的な交換が必要な部品を整理し交換業務を発注する。 【南北線レール交換】 長町南～富沢（南行線）施工予定 ・9月 現場調査、施工計画 【東西線レール交換】 六丁の目～荒井（東行線）施工予定 ・7月 現場調査、施工計画 ・9月 レール交換実施 ・レール摩耗量の調査（急曲線部分以外のレール含む）		
下期	【ホーム柵】 各駅のホーム柵の部品を交換する。 【南北線レール交換】 長町南～富沢（南行線）施工予定 ・10月 レール交換実施 泉中央～八乙女（北行線）施工予定 ・10月 現場調査、施工計画 ・11月 レール交換実施 北四番丁～勾当台公園（北行線）施工予定 ・12月 現場調査、施工計画 ・1月 レール交換実施 【南北線締結装置交換】 北仙台～北四番丁（南行線、北行線の2箇所）施工予定 ・12月 現場調査、施工計画 ・1月～2月 南行線、北行線の締結装置交換実施 【東西線レール交換】 ・レール摩耗量の調査（急曲線部分以外のレール含む）		
定期的な取組み	【ホーム柵】 定期的な点検を行い、劣化した部品を交換する。 交換部品の納期を調査し、必要に応じ交換計画を見直す。 【南北線レール交換】 ・レール摩耗量の定期検査（※2） 【東西線レール交換】 ・レール摩耗量の定期検査（※2）		

【備考】

※1 各施設・設備の保守状況については下記リンクをご覧ください。 「 仙台市交通局ウェブサイト 」施設・設備の維持管理
※2 レール摩耗量の定期検査については、仙台市高速鉄道土木実施基準及び同軌道施設に関する実施細目に基づき、適切な検査周期で実施しています。